

議第23号

京都会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都会館条例の一部を改正する条例

京都会館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

226,280	410,660	519,610	1,005,710	
172,850	315,330	398,090	771,040	
110,000	198,000	250,380	487,140	
83,800	154,000	190,660	374,000	
24,090	30,380	36,660	82,020	を
18,640	23,250	27,970	62,960	
4,600	6,390	7,330	16,550	
4,600	6,390	7,330	16,550	
1平方メートルにつき			260	

271,540	492,800	623,540	1,206,860
181,500	331,100	418,000	809,600
132,000	237,600	300,460	584,570
87,990	161,700	200,200	392,700

26,500	33,420	40,330	90,230
19,580	24,420	29,370	66,110
5,060	7,030	8,070	18,210
5,060	7,030	8,070	18,210
1平方メートルにつき			290

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都会館条例の規定による京都会館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の申請に係る京都会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。